

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

「いじめはどの学校にも、どの子供にも起きている」という認識のもと、いじめの早期発見・早期指導に全力で取り組みます

【年間行事】

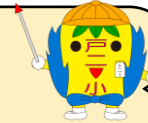
- 4月 学級開き
教職員研修
- 5月 人権作文
- 6月
MUSIC DAY
- 7月 保護者面談
- 11月 いじめ撲滅強調月間
Sports Day

- ※PBS キャンペーン
(学校生活におけるQOL 向上)
- ※デジタル・シティズンシップ教育
- ※異学年交流（7回）
- ※教育相談（毎月）

未然防止

日々の教育活動の充実

- ① 「わかる授業」「楽しい授業」の推進
- ② 道徳教育の充実
- ③ 大切な一員であることを実感できる学級づくり
- ④ PBS 3つの大切・戸二っ子にっこりスタイルの推進
- ⑤ 教職員研修
- ⑥ SWPBS
- ⑦ デジタル・シティズンシップ教育
- ⑧ 児童会等による取り組み



- ◎児童一人一人を尊重
- ◎学級・学校ルールの共通理解
- ◎自己有用感・効力感の育成
- ◎個別最適な支援の充実
- ◎家庭・地域との連携

早期発見

組織的な対応

- ① 学校対策委員会（校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、教育相談主任、各学年主任、養護教諭等）
 - ② アンケートの実施（定期的）
 - ③ 教育相談
- *早期発見が重要です。お子様の様子で気になることがあれば、学校にご相談ください。

【早期発見の基本】

- ◎児童のささいな変化に気付く。
- ◎気付いた情報を共有する。
- ◎速やかに対応する。
(いつ?どこで?誰が?何を?どのように?)

対処

適切な指導の徹底

- ① 正確な事実関係の把握、確認
- ② 被害児童への支援
- ③ 加害児童への指導
- ④ 保護者との連携
- ⑤ 周囲の児童への指導
- ⑥ 組織的な対応



- 「いじめは絶対に許さない。」
- ◎毅然とした態度での指導
 - ◎成長段階を配慮した指導
 - ◎再発を防止するための指導

<参考資料>

- ① 令和7年度学校いじめ防止基本方針・戸田第二小学校
- ② いじめ防止対策推進法



対処が終わっても継続して観察を続けます

- ① いじめに係わる行為が止むまで（最低3か月）
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じなくなるまで（個別面談）
- ③ 教育相談等を通しての情報収集

